

<市第1号・6号議案関連資料>

市第1号議案 横浜市手数料条例の一部改正

市第6号議案 横浜市印鑑条例の一部改正

マイナンバーカードを利用した戸籍課関係証明書のオンライン申請に対応するため、「横浜市手数料条例」及び「横浜市印鑑条例」の一部を改正します。

### 1 オンライン申請の概要（予定）

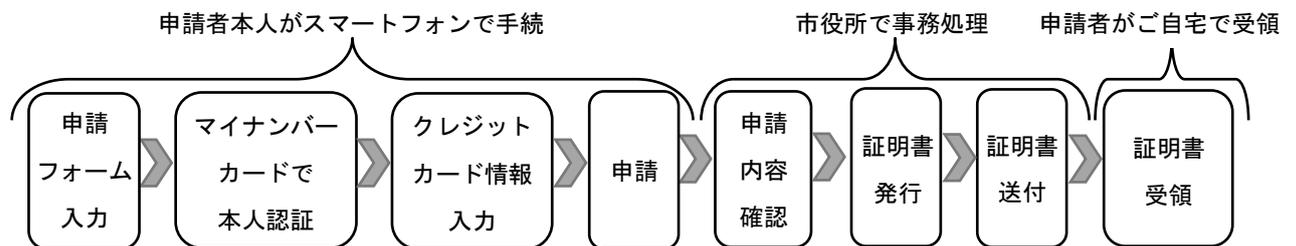
(1) 開始時期

令和3年9月中

(2) 取扱証明書

住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部事項(個人事項)証明書、戸籍の附票の写し、身分証明書

(3) 申請方法



### 2 横浜市手数料条例の一部改正の内容

オンライン申請の導入に伴い、証明書等の送付に要する費用に相当する額を手数料としてご負担いただくために、条例の改正を行います。

### 3 横浜市印鑑条例の一部改正の内容

印鑑登録者が、オンライン申請で印鑑登録証明書を取得できるよう、条例の改正を行います。

### 4 施行期日

(1) 横浜市手数料条例

公布の日から施行します。

(2) 横浜市印鑑条例

規則で定める日から施行します。

(参考)

(1) 横浜市手数料条例の施行日及び改正内容

現行	改正後（案）
<p>(手数料)</p> <p>第2条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>((1)～(184)省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(徴収)</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>第4条 文書により事実の認証をしなければならないものについては、<u>すべて証明とみなし</u>、前2条の規定に基づき手数料を徴収する。</p> <p>(納付)</p> <p>第5条 (省略)</p> <p>(減免)</p> <p>第6条 次のいずれかに該当する場合には、第2条に規定する手数料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>((1)～(4)省略)</p> <p>(不返還)</p> <p>第7条 (省略)</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 (省略)</p>	<p>(手数料)</p> <p>第2条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>((1)～(184)省略)</p> <p>第3条 <u>前条の規定にかかわらず、謄本、抄本、証明書その他の書類を郵便等により送付する場合の手数料は、同条各号に定める額に郵便料金その他の送付に要する費用に相当する額を加算した額とすることができる。</u></p> <p>(徴収)</p> <p>第4条 (省略)</p> <p>第5条 文書により事実の認証をしなければならないものについては、<u>全て証明とみなし</u>、前3条の規定に基づき手数料を徴収する。</p> <p>(納付)</p> <p>第6条 (省略)</p> <p>(減免)</p> <p>第7条 次のいずれかに該当する場合には、第2条に規定する手数料 <u>(第3条の規定により加算した額を含む。)</u> の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>((1)～(4)省略)</p> <p>(不返還)</p> <p>第8条 (省略)</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 (省略)</p>

## (2) 横浜市印鑑条例の施行日及び改正内容

現行	改正後（案）
<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第17条 印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証を添えて、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）を提示し、区長が指定する電子計算機（入出力装置を含む。）に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項に規定する暗証番号（以下「暗証番号」という。）を自ら入力して、規則で定めるところにより、印鑑登録証明書の交付を区長に申請することができる。</p> <p>3 （省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（印鑑登録証明書の交付申請の不受理）</p> <p>第18条 区長は、次のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書の交付申請を受理しないものとする。</p> <p>（1）～（4）省略</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第17条 印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証を添えて、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）を提示し、区長が指定する電子計算機（入出力装置を含む。）に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号。以下「<u>公的個人認証法施行規則</u>という。）第42条第2項に規定する暗証番号（次項及び次条第4号において「暗証番号」という。）を自ら入力して、規則で定めるところにより、印鑑登録証明書の交付を区長に申請することができる。</p> <p>3 （省略）</p> <p><u>4 第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、横浜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年12月横浜市条例第67号）第3条第1項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を自ら使用して、印鑑登録証明書の交付を区長に申請することができる。</u></p> <p>（印鑑登録証明書の交付申請の不受理）</p> <p>第18条 区長は、次のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書の交付申請を受理しないものとする。</p> <p>（1）～（4）省略</p>

現行	改正後（案）
<p>(5) 前条第2項又は第3項の場合において、個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書の効力が失われているとき。</p>	<p>(5) 前条第2項又は第3項の場合において、個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。<u>以下「公的個人認証法」という。</u>）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書の効力が失われているとき。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(6) 前条第4項の場合において、公的個人認証法施行規則第6条第2項に規定する暗証番号が正しく入力されなかったとき。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(7) 前条第4項の場合において、公的個人認証法第3条第1項に規定する署名用電子証明書の効力が失われているとき。</u></p>
<p><u>(6)</u> (省略)</p>	<p><u>(8)</u> (省略)</p>
<p><u>(7)</u> (省略)</p>	<p><u>(9)</u> (省略)</p>
<p><u>(8)</u> (省略)</p>	<p><u>(10)</u> (省略)</p>